

# 大分県報

平成三十年  
号外（二八）  
三月三十日

（金曜日）

## 目次

### 規則

医療法施行細則の一部改正……………一

### 規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十六号

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（医師の宿直の申請）

**第二十六条** 施行規則第九条の十五の二の適用を受けようとするときは、病院医師宿直免除

申請書（第三十四号様式）により、同条の適用について、知事に申請しなければなら

ない。

第三号様式中

「33 精神病床、結核病室又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備

他の部分に対する危険防止又は  
病毒伝染防止に必要な施設

精神病室の監護上必要な施設

結核病室又は感染症病室がある  
場合は、医療法施行規則第20条  
第7号に掲げるもの以外の必要

を

#### な消毒設備

「33 精神病室、結核病室又は感染症病室がある場合、特に設ける設備

精神病室がある場合は、精神疾  
患の特性を踏まえた適切な医療  
の提供及び患者の保護のために  
必要な設備

感染症病室又は結核病室がある  
場合は、病院の他の部分及び外  
部に対して感染予防のためとし  
や断する設備その他必要な設備

感染症病室又は結核病室がある  
場合は、医療法施行規則第21条  
第1項第1号に掲げるもの以外  
に必要な消毒設備

に改める。

第三十四号様式を次のように改める。

第34号様式（第26条関係）

病院医師宿直免除申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

申請者

氏 名

電話番号（ ） -

（印）

下記のとおり医療法施行規則第9条の15の2の適用を受けたいので、同条の規定により申請します。

病 院 の 名 称										
開 設 の 場 所										
電 話 番 号										
診 療 科 目										
	一般	療養	精神	結核	感染症	合計				
病 床 数	床	床	床	床	床	床				
	病院に医師を宿直させない理由									
連絡体制										
	医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について									
医師が適切な診療が行える状態の確保の有無		有 ・ 無								

注 医師が適切な診療が行える状態の確保の有無について、有とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程等を添付すること。

第四十一号様式から第四十三号様式まで、第四十六号様式、第四十七号様式、第五十三号様式、第五十四号様式及び第五十八号様式中「又は介護老人保健施設」や「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十三号様式中「又は介護老人保健施設」や「介護老人保健施設又は介護医療院」に「若しくは介護老人保健施設」や「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の医療法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の医療法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。